

湯梨浜町点字ブロック安心歩行環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、湯梨浜町点字ブロック安心歩行環境整備事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、湯梨浜町補助金等交付規則（平成16年規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）及び鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「県条例」という。）で使用する用語の例による。

(交付目的)

第3条 本補助金は、民間施設（行政機関等（国、独立行政法人、特殊法人、司法機関、認可法人、地方公共団体、地方独立行政法人等）を除く民間法人等が保有する施設をいう。以下同じ。）において、施設管理者が自ら行う点状ブロック等及び線状ブロック等（以下「点字ブロック」という。）の点検により見つかった不具合箇所の修繕等に要する費用を支援することで、町内の安全な歩行環境を確保し、もって本町における福祉のまちづくりを推進することを目的として交付する。

(補助事業等)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、鳥取県点字ブロック安心歩行環境整備事業補助金交付要綱（令和7年10月22日付第202500171570号鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課長通知）に基づき行われる別表の第1欄に掲げる事業とする。

2 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表の第2欄に掲げる者とする。

3 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第3欄に掲げる経費とする。

(本補助金の交付)

第5条 町は、第3条の目的の達成に資するため、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、別表の第4欄に掲げる率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）以下とする。ただし、同表の第5欄に掲げる額を限度とする。

3 本補助金において補助対象とする項目と同一の経費について、国、県及び町等から補助金等を受けている又は受ける予定となっているものについては、本補助金は交付しないものとする。

4 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、令和8年2月16日までに行わなければならない。

2 規則第5条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ湯梨浜町点字ブロック安心歩行環境整備事業計画書（様式第1号）及び湯梨浜町点字ブロック安心歩行環境整備事業補助金収支予算書（様式第2号）によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、前条の交付申請を受けた日から起算して、町長がその財源に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に14日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、湯梨浜町点字ブロック安心歩行環境整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

3 町長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第10条第1項の町長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更

（2）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

（着手届及び完了届）

第9条 本補助金に係る事業の着手届及び完了届の提出は省略することができる。

（実績報告の時期等）

第10条 本補助金の実績報告は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（1）補助事業の完了又は中止の日から10日を経過する日

（2）交付決定年度の3月末日

2 規則第17条の実績報告書に添付すべき書類は、それぞれ湯梨浜町点字ブロック安心歩行環境整備事業報告書（様式第1号）及び湯梨浜町点字ブロック安心歩行環境整備事業補助金収支決算書（様式第2号）によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、湯梨浜町点字ブロック安心歩行環境整備事業補助金仕入控除税額確定報告書（様式第4号）により速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返

還しなければならない。

(その他)

第 11 条 この告示及び規則に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 12 月 16 日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
点字ブロック安心歩行環境整備事業	町内に点字ブロックを設置している民間施設を有する事業者	県が別途策定する点字ブロック点検チェックリスト（※2）を活用した点検により見つかった以下の不具合の修繕等経費 ア 点字ブロックの剥がれや突起の欠損がある イ 点字ブロックに接する床面等とのコントラストが保たれていない ウ 曲線配置となっている	1／2	1箇所（※1）あたり 250 千円

※1 箇所については、他のエリアと区分可能な範囲（例：店舗入口、敷地内駐車場、施設内2階通路など）を設定してください。

※2 点字ブロックチェックリストについては、以下のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/324878.htm> 一斉点検の概要 3 民間施設における点字ブロック点検

様式第1号（第6条、第10条関係）

湯梨浜町点字ブロック安心歩行環境整備事業計画（報告）書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	
所在地・連絡先	
代表者氏名	

2 事業計画（実績）の内容

事業実施期間	年　月　日～　年　月　日
施設等名 (所在地)	(湯梨浜町)
事業実施箇所（※）	
修繕等の内容	
補助対象経費の額	円
補助金交付額	円
備考	

※箇所については、他のエリアと区分可能な範囲（例：店舗入口、敷地内駐車場、施設内2階通路など）を設定してください。

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※有の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

補助金名	事業内容	問い合わせ先

4 消費税の取り扱い

※補助事業者が該当するものについて以下のいずれかを選択してください。

（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えてる公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※実績報告時には事業実施前後の写真など実施の実績が分かる資料を添付してください。

様式第2号（第6条、第10条関係）

湯梨浜町点字ブロック安心歩行環境整備事業補助金収支予算（決算）書

1 歳入予算（決算）

（単位：円）

財源区分	本年度予算額[A]	決算額[B]	増減額[B-A]	備考
補助金				
その他				

2 歳出予算

（単位：円）

科目	本年度予算額[A]	決算額[B]	増減額[B-A]	備考

※収支決算書の提出時には、補助対象経費の内訳がわかる領収書等証拠書類を添付してください。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

湯梨浜町長
(公印省略)

湯梨浜町点字ブロック安心歩行環境整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった湯梨浜町点字ブロック安心歩行環境整備事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、湯梨浜町点字ブロック安心歩行環境整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第2項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

(1) 算定基準額	金	円
(2) 交付決定額	金	円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、要綱第5条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、湯梨浜町補助金等交付規則（平成16年規則第50号）及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第10条関係）

年　　月　　日

湯梨浜町長　　様

申請者　住所
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

湯梨浜町点字ブロック安心歩行環境整備事業補助金仕入控除税額確定報告書

年　　月　　日　　第　　号により交付決定のあった湯梨浜町点字ブロック安心歩行環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、湯梨浜町点字ブロック安心歩行環境整備事業補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 交付された補助金の額の確定額

金　　円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金　　円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金　　円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金　　円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類（別紙）
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

(別紙)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上対 応分	共通対応分	非課税仕入れ	合計
経 費 の 内 訳							

(2) 課税売上割合 %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法